

昭和五二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

特集・国鉄闘争の現段階

■巻頭言■

国鉄闘争の経過……………2

「行革」は国鉄闘争前進の条件をつくる……………3

—労働運動をめぐる情勢の特徴(一)—

資料1 国労闘争第五〇号(全文、八五・二・一四)……………9

資料2 第一四三回国労中央委・書記長集約(抜粋、八五・三・六)……………12

資料3 国労東京地本の要請(全文、八五・三・一七)……………13

資料4 公労委仲裁裁定(全文、八五・四・四)……………15

◇資料と解説◇

ついに天皇賛美へ(全民労協の本質)……………17

資料 宇佐美同盟会長の弁明……………17

刊社会通信

NO.262

一九八五年四月二日

一九八五年四月二日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

国鉄闘争の経過

「三項目」をめぐる国労の闘いは、昨年一〇月以来、最大のヤマ場を迎えている。

昨年一〇月、当局は「三項目」の協約化を拒否した国労、全動労に対して、「三項目」のうち、第一項目（特退協定の改悪——退職・在職条件の切り下げ）については、引き続き協議、他の二項目（休職制度の拡大、派遣制度の導入）については、団交を打ち切ると通告し、同時に雇用安定協約の破棄通告を行なった。それ以降、「二項目」については交渉がストップしていたが、特退協定についても、交渉は対立し、国労は昨年一二月二四日、公労委に「あっせん」を申請した。両者の主張は対立したまま年を越えた。

年が改まってからは、労使双方の駆け引きがしげくなり、武藤委員長と労働大臣、運輸大臣との会見が行なわれ、その延長線上に、労資のトップ会談がセットされた（二月八日）。これらの中で、国労は二月一四日、「緊急課題の要求」（闘争五〇号）を提出し、一五日には「二項目」についての団交が再開された。

こうした動向を受けて公労委は、二月一〇日に特退協定のあっせん申請に対する「勧告」と「あっせん員見解」を提示し、その中で、「特退、休職、派遣の各制度を一体とし余剰人員調整策の実効をあげるための自助努力」を求めてきた。明らかな労使関係への介入である。

闘争五〇号をめぐる交渉は対立のまま、二月末ストをむかえた。国労指導部内では、この二月末ストをめぐる激しい議論が展開されたが、迂余曲折の末、三月一日、一時間ストが設定された。

二月二八日からの徹夜交渉の中で、当局は「三項目の強要は自粛して対処する」などの態度を表明、三・一ストは「延期」された。

三月五・六日の中央委員会は、この間の「三項目」闘争をめぐる紛糾したが、「闘争五〇号」にもとづく交渉を強化し、一定の段階で中斷で判断する。ストを含む戦術で交渉を支える」ことを集約、闘争五〇号の団交を強化した。また、特退協定については、三月七日、仲裁を公労委に申請した。

こうした中で、三月末には「二項目」について一定の到達点に達したと判断し、公労委にその経過を報告したが、①公労委、国労ともに喰い逃げを恐れたこと、②特退協定自主交渉組を説得が不調に終わったこと、から仲裁裁定が出される見込みが立たず、二月以来の経過は、一旦すべてチャラ（白紙）になった。

四月に入って、さまざまの動きの中で、四月四日、公労委は仲裁裁定を出し、「国労が『二項目』を協定化すれば、特退協定は従来通り」という、前代未聞の仲裁裁定を出した。

国労主流は、仲裁が出された後、直ちに「二項目」の文章化（再整理）に着手しようとしたが、新たな問題として、高齢者の勤務上の差別と、当局施策協力者に対する勤務上の優遇措置の問題が出て来た。いずれも東京の乗務員職場で出て来たものであるが、第一に、五五歳以上の高齢者は、今後予備勤務とする（乗務旅費の削減と同時に、ハンドルが握れないという惨めな気分）に労働者を追い込む——これが事実上の退職強要であることは明

白である。第二に、当局施策の協力者（派遣に積極的に応ずる意思を表明したり、物資販売に協力している者）に対する優遇——これが「二項目」の強要につながることは明白である。

これらはいずれも、三・一の当局の約束にも反するし、三月末の事実上の到達点（「二項目」の強要はしない、「二項目」に応じないことをもって不利益扱いはしない）に反する。国労指導部内から、これらの事態を解消しない限り、協定の文章化作業に着手すべきでない、という意見が出たのは当然である。しかしながら当局はこの問題では一步も引かず、すでに関係職場には区長名の掲示が行なわれている。

しかしながら四月五日の中央闘争委員会は、「東京問題」の解消と、「二項目」の文章化を同時並行で進めることを決定、両者はセットで四月五日の中闘で最終判断されることになった。

しかし、仲裁裁定は「二項目」の協定化の中身については触れておらず、しかも十月十日に三組合が先行妥結している状況の下で、当局が、「三組合」と同様の協定化を要求することも予想され、今後の動きはなお非常に流動的である。

「行革」は国鉄闘争前進の条件をつくる

— 労働運動をめぐる情勢の特徴 (一) —

情勢分析とは何か

1 “きびしく” 映る二つの要素

情勢はきびしい、といわれ続けて、はや十年になります。この間、味方の戦線は後退につぐ後退を重ね、私たちの生活も切りつめを余儀なくされています。最大の弱点はたまたかわずして退いていることです。個々の組合員、労働者には不満の声が高まっているのに、どうしてこうなるのでしょうか。理由は二つあります。

第一は、敵、政府自民党・独占の攻撃です。彼らのネライは臨調行革・軍事大国化路線です。「戦後政治の総決算」です。「行革」、労戦再編が軍備増強と憲法改悪への土台とされています。

第二は、味方の指導のあり方です。労働運動は戦争です。階級闘争という戦争です。戦争に勝つためには指導部が正しい戦略・戦術をたて、兵士にたたかう目的と意義を教え、励ますことが必要です。ところが、現状の指導部は白兵戦をたたかう兵士を見殺しにしています。これでは全戦線を見わたした陣立ては不可能です。

2 組合員の気分をつかむ

私たちが陣立てを考える場合、組合員、役員、活動家の気分をつかむことが重要です。組合員は国鉄の場合、「三項目」「過員」で生活と雇用への不安に悩み、役員、活動家はかつてない攻撃にどうたたかうかと苦悩しています。おたがいに自信と確信が欠けているのです。

ですから、私たちにあって今いちばん大事なことは、たたかいへの展望をもつことです。

3 情勢分析の基本視点

情勢分析は何のためにおこなうのでしょうか。自信をもつためです。そして展望を明らかにするためです。敵の強さばかり、あるいは味方の弱さばかりを書き並べることは、情勢分析ではありません。敵の攻撃の背後にある弱さ、味方の弱点を補強することによって生まれるわが方の強さ、個々のたたかいによって生み出されている敵の弱点をつかみ、攻撃に転ずる条件をえぐり出すこと、これが情勢分析の最大の目的です。

こまかくはポイントは三つあります。第一は反撃の条件、つまり敵の弱点をつかむことです。第二は、この分析にもとづいて彼我の力関係、味方の気分を考え合わせ、敵をノックアウトするための陣立てをさぐることです。第三は、そうしたなかで職場のたたかいこそ労働運動再生、社会党強化の要であることに自信をもつことです。さらに情勢の正確な分析は、職場のたたかいを強めるためには、地域の仲間との連帯、政治の分野での共闘が不可欠であることを教えます。

私たちの情勢分析はともすれば敵の強さ、味方の弱さに目を奪われすぎてはいないでしょうか。私たちの反省点はここにあるように思えます。歴史は強さが弱さに、あるいは弱さが強さに急速に変化することを教えてくれているからです。

4 基礎体力をつくる

こうした視点で情勢をみると、敵の攻撃の本質は一変します。敵は強いから攻撃しているのではなく、弱くなりつつある、「攻撃は最良の防禦」と攻撃しているという事実です。国労の仲間たちは当局や政府自民党、独占たちがびっくりするほどがんばっています。この抵抗のなから当局のなかに矛盾がはじめています。

この事実が重要です。もつとがんばれば当局の矛盾はもつとでかくなります。これからくわしく見るように、「行革」はこうした矛盾の環をさらに大きくしてくれるからです。

こういえば、「あの英炭労も負けたじゃないか」との質問が飛び出しそうです。サッチャー政権のもと、英炭労は一年余たたかいぬきました。一三%をこえる失業率が英炭労の敗北のもつとも大きな要因となりました。しかし、このたたかいのなかでサッチャーの支持率は大きく低下しています。労働党が盛り返しました。英炭労のたたかいは敗北しましたが、これからの大きなたたかいへの序曲にすぎないということです。

以下、反撃の条件はどのようにひろがっているか、具体的に検討します。情勢の分析から得られるさまざまな事柄は、いま国鉄労働者が階級的労働運動の路線を守りぬく意味、そしていま足腰を訓練し基礎体力を強めておく意義を私たちに教えてくれるはずで

情勢——五つの特徴

簡単に八五春闘にあらわれた情勢の特徴にふれます。五つあります。

第一は、行革・臨調攻撃下の春闘だということです。

第二は、国民生活窮乏下の春闘だということです。このことは、「中流意識」「中産化」が幻想であったことを暴露しています。

第三は、増税なき財政再建破綻下の春闘だということです。つまり、今後、大増税は必至の状況ということです。その象徴が国会での財政論議です。

第四は、いわゆる「憲法体制」と軍事大国化の矛盾が顕在化したもとの春闘であることです。その象徴が「一%」問題です。

第五は、総評労働運動後退下の春闘であることです。これは私たちにとって不利な材料です。しかし、総評の後退はもう十年ちかく続いているのですから、私たちの「発想を変え」、有利な材料に転化することが重要で

これらは今後の情勢の傾向です。短期的なものではけっしてありません。ですから、私たちはこうした諸矛盾をしっかりとみさえ、最後に勝つために陣立てすることです。布石の楽しみをわがものとすることが求められるのです。

「窮之化」する労働者生活

1 マル金とマルビ

昨年のはやり言葉に㊦㊧がありました。つまり、貧乏、生活苦を考えざるをえなくなつたことです。したがって、「中流」という泡はあっけなく破裂の状況です。

「中流意識」の崩壊は大きな意義をもっています。お伽噺のような日本の高度成長、それにともなう生活様式の変化は、生活水準が高くなつたかのような意識を労働者に植えつけました。独占の企業内外の教育、宣伝がそれを助けたことはいうまでもありません。この「中流意識」を基盤に独占、政府自民党は労資協調、国民統合を進めてきたのです。「だからマルクス主義のいう窮乏化は旧くなくなった」と。また「イデオロギーの終焉」というイデオロギーが宣伝されました。ところが、生活によって「中流意識」が動揺することは、彼らの国民統合の基盤がくずれつつあることを示すものです。

今や中曽根の機関紙と化した「読売」や独占の意向を強く反映する「日経」は、だからこそ「中流意識の崩壊は社会的不安の芽になりかねない」と強い危機感を表明するのです。

2 中流とは「世間なみ」なり

労働者、勤労者の窮乏ぶりを全労協傘下組合の生活実態調査にみることにします。

まず鉄鋼労連の第一三回家計調査です。これの示すところは一九七三年から八四年の一年間に、労働者の実賃賃金はマイナス四・五%だということです。ですから、鉄鋼労連といえども「一年前より消費水準は絶対的に悪化」（機関紙、八五年三月五日付）といわざるをえないのです。さらに、「中流意識」についてもこういわれるのです。

「一般的に『中流』といわれている生活内容のレベルも、『世間並みだ』と意識している層が比較的高いというだけで、その生活内容は、残業や家族の収入などの不安定な収入に依存し、一方では住宅も、教育費の高騰や保険料、税金などの負担により、ゆとりなき生活であることが浮きぼりにされています」（同）。

一月発表された全労協の調査も同様です。ここでは(1)約六割が『世間なみ』意識をもっていること、(2)四割が「昨年より苦しくなった」と答えていること、(3)「世間なみ」でも三割が赤字であること、(4)「世間なみ」でも過半数が残業に依存していること、(5)妻の収入でやっと生活を維持していること、(6)一時金は赤字補てんに最優先されていることが明らかにされています。

ですから、「中流意識」について電機労連もこう結論せざるをえないのです。

「まさに『ゆとりなき世間並み』の生活が、『中流意識』層の生活実態であるといえます。つまり、『中』程度の生活とは、単に国民の中での『世間なみ』水準というほどのことではないわけで、決して、満足すべき、ゆとりある生活内容ではないことは明らかです」（電機労連機関紙、八五年三月一日付）。

3 税、社会保障負担が激増

では◎現象はどのような特徴をもっているのでしょうか。総務庁の「家計調査報告」にみることにします。一九七五年から八四年の九年間の傾向です。

実収入は約三六万から約四二万円と一六・七%ほど伸びているにすぎません。しかし、この同じ期間に税は一万六五九〇円から六万四七一円へと二三〇%増し、社会保障費は一万四六三三元から二万六八三四円へと一八〇%もふえているのです。その結果、過去九年間の可処分所得の伸びはたった八・四%にすぎない結果となっています。

さらに项目的には月々の決まった支出のうち、水道、光熱、教育の負担の度合いが高くなり、住宅ローンが強く家計を圧迫していることがわかります。

以上を要約すれば、◎現象は(1)総収入の伸び悩み、(2)公共関連支出の大幅増、(3)租税負担率の上昇、(4)社会保険料の上昇、(5)住宅ローン、(6)表にはあらわれないインフレによるものであることです。

4 「窮乏化」現象は全面的

さらに◎現象は家庭と職場の荒廃の結果としてもあらわれています。単身赴任、長時間労働、労働密度の強まり等々です。鉄鋼労連の機関紙は家族(妻)の声をしばしばのせていますが、そこには配転への不安、三交替勤務、残業が大すぎることに、有給休暇がとれぬ悩みが示されています。たとえば次のようにです。

「三交替勤務のうえ休みの日も一日中机に向っています。家での仕事はゼロ円。無料です。なんともやりきれない私ですが、主人はもっとかわいそう。」(鉄鋼労連機関紙、三月五日付)。

5 意識の変化も必至

かくしてこんにちの◎現象を結論的にいうと、第一に「中流意識」崩壊の度が強まっていること、第二に、「整合性」論がすでに破綻していること、第三に、それゆえに政府・独占が長期政策の基盤としている物質的基盤が揺らぎはじめていること、第四に、社会党・総評の「現実主義化」の基盤もくずれはじめていることです。

もしこの過程が将来も進むような条件が形成されていけば、近い将来、かならず大きな意識の変化が起こり、社会的動揺の可能性も起きずにはいないこととなります。

「行革」は反撃の条件をつくる

1 麻酔なしで手術する

数年の間に、私たちの生活が現状の力関係のもとで向上するような可能性があるでしょうか。まったくありません。「行革」はこれからが本番だからです。

「行革」について政府自民党・独占も無傷で片がつくなど甘い考えはもっておりません。たとえば経団連の稲山会長は「(行革は)麻酔をかけないで、手術するようなもの」「痛いですがやらなくてはならない」(「財界」八五年一月八日号)といい、自民党八五年度運動方針でも「いずれかの面で痛みを伴うものであり、少なからぬ抵抗はさげられない」とっているくらいだからです。ですから、「行革」で◎はさらに深まります。

ではどういう経過を辿ってでしょうか。くわしくみてみることにします。

2 行革の歴史的本質

「行革」攻撃にいま私たちはふりまわされています。これでは布陣は望めません。です

から、「行革」の歴史的本質をしつかり究めることが必要です。歴史の好きな仲間がいらっしゃるはずです。「行革」は今にはじまったことでしょうか。歴史は多くの興味ある例を示しています。

たとえば徳川幕藩体制末期の幕政改革、長州、薩摩等の藩政改革です。これも行革です。これらの改革で幕府のそして藩の矛盾は解消されたでしょうか。そんなことはありません。松平定信の天明の改革（一七八七年）、水野忠邦の天保の改革（一八四一年）、井伊直弼の安政の大獄という大弾圧政治から九年後、明治の御一新を迎えたのです。

つまり、行革は、その社会の根っ子が腐りきっているといふことなのです。ですから行革をやればやるほど社会の矛盾は拡大し、根っ子はさらに腐っていくことになるのです。これが行革の本質です。ですから、こんにちの「行革」でもすでにさまざまな矛盾が噴き出しているのです。

3 一九八三年二月選挙の教訓

その第一段階は一九八三年一二月の選挙でした。自民党が大敗したことです。理由として「田中倫理」「中曽根の軽挙」がしばしばあげられます。もちろん自民敗北の大きな要因です。しかし、本当の要因は「行革」にあったと私は考えます。つまり、「行革」が自民党の支持基盤を直撃したのです。まず農村です。「行革」は「日本の農業は非効率」といい、農産物自由化を進めています。このときは、牛肉とみかんの自由化が大きな問題となりました。さらに減反政策もあります。こうして、「行革」は農業切り捨て、農民切り捨てとなっています。ですから、農協大会では「売国自民粉砕」「自民党を政府党にするな」との声が続々あがる状況となりました。自民党の「コメ議員」が大量に落選したのはこのゆえです。

農業切り捨ては貿易摩擦がきつくなることよってさらに露骨となるでしょう。独占どもはいま全生産高の消費の約二五％を輸出に頼っているからです。自動車会社でいえばトヨタ四六％、ニッサン五五％、ホンダ六九％、マツダ六五％が輸出です。しかも、現在のところ日本の独占は武器の他は外国から買うものはないという状況ですから、今後も独占が生き残るため、農業に犠牲が転嫁されずにはいないのです。やがて「コメ」までいくとみてもけつて誤りではないと思います。こうして、農村地域の荒廃はさらに進行します。

つぎに仏教界です。仏教界は創価学会を除き自民党一党支持でした。これも動揺を深めています。中曽根の露骨な反動政策のあらわれである靖国法案が発端です。靖国は戦争を思い浮かべせませす。さらに、仏教界に「国家が神社だけにカネを出すのはけしからん」との反目をつくり出します。お寺の胃の腑は丈夫だからです。この結果、仏教界は「田中倫理」「平和」とともに「反靖国」で結束し、自民党一党支持から自民党内選別支持に変わりました。

最近ではもっと面白い現象があらわれています。「行革」は地方自治体への財政補助をカットします。その結果、地方自治体の財布は軽くなります。どこからカネをまきあげなくてはなりません、京都の市長は寺に目をつけたのです。参観料への課税が日程のぼりました。古都税と名づけられました。これに京都のお寺さんがこぞって反対の態度をうちだしています。参観拒否、つまりストライキをも辞さないほどの強い態度です。

三つめは医師会です。社会保険の一割負担が医師会の内部矛盾を強めたことです。とうぜん患者は減ります。患者が減れば懐が寒くなります。さらに一割負担化は懐を寒くする

もう一つの要素をつくり出しました。負担化で不正申請がむつかしくなったことです。こうして医師会も自民離れを強めたのです。

さらに、「行革」の熱がさめてきたことも重要です。高級官僚の「渡り」を規正してくれるものと考えていたのに、私たちが望んでいたことは何一つやられず、私たちの懐は寒くなる一方なことが明らかとなってきたからです。

「文芸春秋」四月号はまたぞろ「国鉄労使国賊論」をのつけました。部数が落ちていくと伝えられる同誌が「夢よ再び」と企画したものでしょう。まったく無視されています。これなども、国鉄合理化で労働者、国民が犠牲をこうむりはじめたことによるものです。これらはまだまだ序曲にすぎません。真打ちの登場はこれからです。

4 大衆増税は必至

独占・政府自民党は「行革」を財政再建だ、「増税なき」財政再建実行のためだとごまかしてきました。社会保障、教育は削りとられ、私たちの生活の重石（おもし）となりました。一割負担、そして年金の重石を実感するのはこれからです。こうした状況下、大蔵省、自民党、そして一部独占までが「増税なき財政再建の破綻」をいいたたことでした。この問題への彼らの危機意識はものすごいものです。そのことを端的に語ってくれたのが日経連の大槻老人です。「増税なき財政再建の旗をおろしたら、えらいことになる」（毎日）八五年一月一五日）と。土光老人は「メザシの進め」を説き、倭約令としました。増税なき財政再建の旗をおろすことは苛斂誅求（かれんちゅうきゅう）の現代版となります。直接税への課税が困難な状況下では間接税でということにならざるをえません。つまり、大衆増税は必至ということです。

⑤が強まり、中流意識が崩れはじめたもとの大増税です。不満はいやがうえにも高まらざるをえないのではないでしょうか。

5 国家予算はサラ金地獄

このことをさらに正確にみるため予算を検討します。今年の国の生活費は約五二兆五千億円です。億や兆というと、百円・千円の単位で生活しているわれわれにとっては、はるかかなたの世界でピンときません。そこで私たちの生活実感に近ずけるために五二五万円が生活費と仮定します。

収入源は税収七三・四％、アルバイト・税外収入四・四％、借金・国債二二・二％の割合です。支出先は社会保障一八・二％、地方財政一八・五％、公共事業一一・一％、防衛六％等、そして借金返済（国債返済）が一九・五％を占めています。収入の二二％を借金にたより、支出の約二〇％を借金返済にあてているのです。これでも相当のサラ金地獄です。ところが、たまりたまった借金は一三三兆円、仮定にしたがえば一三三〇万円、年間生活費の約二倍半になります。これからの借金を返さなければなりません。借金には利子がつきます。そして雪ダルマのようにふくらんでゆきます。

現在、借金返済比率は年間生活費の二〇％ですが、今後四～五年の間にその比率は三〇％をはるかにこえるにいたります。こうして財政は火の車となり、形はどうあれ大衆増税にならざるをえないのです。一般歳出はさらに削減されることになるでしょう。したがって、「窮乏化」現象は深刻の度を加えることも必至です。

資料1 国労闘争第五〇号 (全文、八五・二・一四)

国鉄当局は一月一〇日、「国鉄経営改革のための基本方策」を内外に発表したが、このなかで、昭和六二年四月一日から民営に移行する考えを明らかにした。また、昭和六五年には一八万八〇〇〇人の要員規模にするという要員計画も明らかにした。

まさに、国鉄労働者の雇用と権利をおびやかすとともに、国鉄の果すべき公共的交通機関としての役割を放棄し、国鉄を「分割・民営化」するものであり、容認できるものではない。

当局は国鉄労働者の雇用を守る責任があることは当然であり、国鉄の財政危機を理由とする雇用不安の増幅は民主主義社会においては許されない。

また、労働者と労働組合の諸権利を無視するような反動的とも言える労務管理や前近代的な労使関係に逆戻りすることは断じて認められない。

われわれは、特退協定をめぐる公労委のあっせん作業の経緯や総裁交渉の経緯を踏まえながらも、当面する焦眉の最重要問題について早急に解決したいと考えている。

このような立場から要求を提出するので、誠意をもって団体交渉を行い解決することを要求する。

記

一 雇用の安定について

雇用安定協約の解約通告を撤回し、今後とも維持存続すること。

二 特退協定について

公労委のあっせんで円満に解決をはかるため、当局提案内容(別紙一)に固執しないこと。

三 〆別紙二、三に関する要求〷

1 本人の申し出による休職及び派遣に関して、国労闘申第七二号、同第七四号及び第九号の要求にもとづき、団体交渉を行ってきたが、この件についての団体交渉を再開するにあたって、今日までの交渉経過を踏まえて誠意をもって交渉し、合意が得られるよう努力すること。

2 団体交渉で合意が得られるまでの間は、就業規則にかかわる労働省の行政指導も踏まえ「本人の申し出による休職及び派遣」の募集は一時中断し、誠意・誠実をもって団体交渉を精力的に進めること。

3 別紙2、3に関連して次の各項目を確保すること。

① 日鉄法三〇条(休職)との関連で、休職及び派遣は本人の申し出によることとし、それ以外の方法は取らないこと。

② 日鉄法の定めとの関連で、派遣先はこの法の範囲内とし、限定すること。

- ③ 派遣について、国鉄及び派遣先の二つの就業規則の適用は労基法、労安法上問題であり、国鉄の就業規則を適用すること。
- ④ 派遣にあたっては日鉄法第二六条に定める、国鉄職員としての地位及び資格を完全にするを明確にすること。
- ⑤ 派遣にあたっては、国鉄と派遣先とで結ばれる契約を公開し、国鉄における対応機関との間で労働条件等について交渉し、協定を締結すること。なお、労働条件の変更にあたっては地方で交渉すること。
- ⑥ 休職中の者及び派遣者の苦情は「苦情処理に関する協約」によって取り扱うこと。
- ⑦ 労働者の保護法である労基法、労安法上の使用責任は労基法第一〇条に規定されている使用者としての国鉄当局が法律上の責任を負うこと。
- ⑧ 派遣者の懲戒等の処分については「懲戒の基準に関する協約」によること。
- ⑨ 派遣者及び休職者については、国鉄の就業規則及び国鉄労働組合が当局と締結している諸協定を適用すること。
とくに次のことを確認すること。
イ 超過勤務及び休日労働については、国鉄労使が締結する三六条協定を適用すること。
ロ 年休については、年休に関する協定を適用すること。
ハ 「職員の組合活動に関する協約」を適用すること。
ニ 労働安全・衛生に関する協約は「労働安全・衛生に関する協約」を適用すること。
ホ 宿舍の人居等については、現行の定めによること。
ヘ 被服類の扱いは、現行の定めによること。
ト 労安法にもとづく健康診断は国鉄で現在実施しているものを適用すること。
チ 労災・通災は国鉄の労使協定を適用すること。
リ 乗車証等については、現行の制度を適用すること。
- ⑩ 派遣された者が諸般の事情で復帰を申し出た場合は復帰を認めること。
- 4 本人の申し出による休職及び派遣については、本人の申し出によることとし、強制・強要は行わないことはもちろん、いかなる精神的・肉体的拘束や圧力をかけることは行わないこと。
- 5 申し出を行わないことを理由とするような、また、その疑いのあるような就労条件の差別、昇給、昇格、昇職、転勤、転職、登用等一切の差別は絶対に行わないこと。
- 6 本人の申し出による休職及び派遣については、地方対応機関で交渉し、具体的方法等について労使の合意を得て実施すること。
- 7 現場の段階では、分会と対応する現場長との間で、具体的取り扱い等について協議し、問題の生じないようにすること。
- 8 国鉄関連企業に働く労働者の雇用を守るために次のことを確認すること。
① 下請単価等の引き下げを行わないこと。
② 派遣受け入れを強要し、関連企業に雇用不安が生ずるようなことは一切行わないこと。

- ③ 関連企業の労働組合への介入は絶対行わないこと。
- 9 協定期間は昭和六二年三月三十一日までとし、派遣の期間はこの日までですべて完了するものとする。なお、その後の取り扱いについてはあらかじめ交渉すること。
- 10 この件に関する就業規則は、この協定期間満了とともに廃止すること。
- 11 派遣者の元職場への復帰にあたっては、復帰後の労働条件等について地方で交渉し、本人の不利益とならないようにすること。

四 昇給協定について

地方における昇給交渉制度の復活と差別昇給の撤廃及び回復昇給については、闘申第 四四号によって申し入れている内容により昇給協定の改正を行うこと。

五 過員問題

- 1 「過員」の活用については、調停の主旨を踏まえ、中央・地方で交渉し、合意を得て行うこと。
- 2 今後の「過員」活用については、事前に説明し、関連する労働条件は交渉すること。
- 3 現行の職名、職務内容に定められていない業務については、新たな制度にかかわる問題として、中央交渉で解決をはかること。
- 4 「過員」の活用にあたって、差別扱い、強制的業務等に就かせることはやめること。
- 5 「過員」の活用にあたって、賃金、旅費等の不利益が生じないようにすること。
- 6 ○○センター等の職場は労安法上、違法のないようにすること。

六 輸送の安全をおびやかす前近代的な労務管理の改善について

- 1 労働条件については、労使対等の原則を踏まえ、誠実に団交を行い、団交の結論をもって実施すること。
- 2 輸送の安全、業務の円滑な遂行に必要な質疑をも許さない点呼や業務打合わせにおいて業務命令の乱発はやめること。
- 3 労働者の人権及び人格を無視した、名前の呼び捨て、ドウカツ的言動をやめること。
- 4 休憩時間において労働組合の情報等を配布したり、見ることさえ禁ずるような、組合活動等に対する干渉、介入をやめること。
- 5 ワッペン着用など組合活動を理由とする処分の乱発及び一切の不当差別をやめること。(人事、賃金、勤務等)
- 6 組合掲示板の利用については、団結権の侵害となる、許可、撤去等不法な行為をやめること。
- 7 労働組合を否定する組合所有のロッカー、書類等の撤去など、団結権を侵害する不法な行為をやめること。

(以下 上)

資料2 第一四三回国労中央委・書記長集約（抜粋、八五・三二六）

三項目白紙撤回

まず三項目について私は、提案のときに申し上げましたように、「分割・民営化」攻撃がいよいよ本格化し、監理委員会、国鉄当局とも一三万人の国鉄労働者を減らすとの計画があることも考え、「分割・民営化」攻撃と三項目は、片道キップであり、首切り攻撃であると受けとめ、白紙撤回でたたかうという基本的態度は、今日なお変わっていません。すなわち、分割や民営化をさせない「一人の首切りも許さない」という戦略的課題は、臨調・行革、国鉄解体攻撃が続く限り、国鉄労働組合と、国鉄労働者が高く掲げてたたかうべき課題であります。そのことを基本的態度として持ちつづけながら、三項目をめぐる情勢の深度化にともない要求を再統一し、国鉄労働組合の総団結をはかる。同時に特退協定の確保、雇用安定協約の存続、過員の取り扱いのルール、職場の専制支配の排除、などを網羅した国労申五〇号（資料1参照）については、満場一致で確認していただき、これらの諸要求の実現をめざして、たたかうことについての意思統一をお願いしたいと思います。

闘争目標の補強

次に、「分割・民営化」反対についてであります。七月段階には、再建監理委員会は中曽根首相に、「分割・民営」の最終答申を提出することが決まっている。

そこで、出された意見を受けまして闘争目標の中に以下の項目を補強することとします。

一つは、国労申第五〇号に五五歳以上の高齢者に対する差別の撤回を要求することにしたと思います。

二つは、マンモス訴訟については、仲裁との関連もあり、仲裁経過を見たいと思っております。しかしながらマンモス訴訟を提起する側面の問題として、今日執拗に続けられている高齢者に対する差別、ならびに退職勧奨、こうした点について仮処分でたたかうとか国会調査団を入れるとか、いろんな抵抗を即座にしていきたいと思っております。仮処分申請につきましては、これは地方で具体的に取り組んでいただいて、本部に連絡をしていただければよいと考えていますので。

目にあまる退職勧奨については、強要にわたる部分には、職場ないし、団体交渉で追及する措置をとっていくことにします。これは一例ですが高齢者を防衛するため、労働組合の組織体制を強めていくことにしたいと思っております。

また、労働者に対する人権侵害、労働組合否認の攻撃を絶対に許さず、職場における労働者の権利と労働組合運動の自由を確立するために、小集団運動を始めとしているような活動の強化をしていきたいと思っております。

闘申五〇号の意思統一を

こうした運動を続けながら、政治勢力の結集をめざした指令七号を中央・地方で確実に実践していきたいと考えています。このために国労申第五〇号などの闘争の諸目標を決定していただくわけですが、そのために総団結を強めるため次の措置をとりたいと思っております。ブロックごとなしは二ブロックを合同にするなどやり方は別にして、中央委員会の決

定について、国労申五〇号の目標の意思統一とたたかうための全専従者会議を開催したいと思えます。

同時に、これをうけて地方本部は全分会長会議を地本単位で開催し、意思徹底をお願いしたいと考えています。

次に通常国会開催中に、政治勢力結集の一つの山場として、人権問題、不当労働行為、「分割・民営」化反対の取り組みをしていきたい。具体的に国会内外で追及するなど社会的に告発する運動を強めていきたい。

現在、何件か集まってきましたが、点検する行動を強化し本部に資料を上げていただいて、全体とし点検・摘発を行い、当局の不当性を社会的に明らかにしていきたいと考えています。

また「分割・民営化」反対をふくめて地方議会が開催される五月〜六月の時期を第二の山場として、二項の目標や地方ローカル線廃止反対を加えて、首長の署名、地方議会の決議を獲得するなど地方において政治勢力の結集をはかっていただきたいと思えます。

併せまして、指令七号にもとづく、ワッペン、点検・摘発、非番者集会などの職場の抵抗闘争は、各地方で確実に実践していただきたいと思えます。

指令七号は今申し上げたことを内容として改めて指令一〇号として、今後の行動として提起いたしますので地方でそれらの行動を活性化させていただきたい。

それから三月中、時期は別にして、ストライキを掲げてたたかうべきだという意見がありました。これについては申五〇号を含めてストライキを含めてたたかうことにしたいと思えます。

なお、その配置は中央闘争委員会が判断を致します。具体的には全国戦術委員長会議で協議することにはしたいと思えます。

それから三項目の判断については、臨時大会でという意見が出されましたが、中央闘争委員長といたしましては、三項目の判断は中央闘争委員会判断すべきことだろうというように考えています。しかし、その過程においては時間の許す限り、相談はしていきますが、基本的には中央闘争委員会判断すべきだと考えています。

したがって、国労申五〇号などについて、一定の整理ができた段階で臨時全国大会を召集致します。この臨時全国大会の目標は、「分割・民営化」に反対し、国労全組合員が団結し、総決起することを目的として召集致します。（「国労闘争情報」八五・三・一〇）

資料3 国労東京地本の要請（全文、八五・三・一七）

三月二六・三七日の両日に亘って開催した第七八回拡大地方委員会（東京地本部・注）は、首切り「三項目」撤回に通じるのは、闘申五〇号の前進のみ、そして、国鉄「分割・民営化」阻止等々をはじめとする当面の諸闘争について真剣に論議し、次のとおり、国鉄労働組合中央闘争委員会に対し、第七八回拡大地方委員会の決定に基づき要請するものがある。

(一) 八五国民春闘について

反「行革」春闘と位置づけられた八五国民春闘は、私たち労働者・勤労国民と家族の生活を維持し、改善を期すたたかいとして極めて重視してたたかひぬかなければならない。

数年に及ぶ実質賃金の低下は全ての労働者・勤労国民の共通の闘争課題として、「春闘」が、幅広い勤労国民の支持を得た労働者の「統一闘争」としてたたかわれてきたことを正しく見定めねばならない。

私たちは、(1)組合員一人ひとりの要求を大切に、(2)春闘の歴史を否定する「スト無し」全労協路線に反対し、真にたたかう「国民春闘」の再構築をめざし、(3)臨調「行革」反対、国鉄「分割・民営化」阻止、暮らしと福祉、平和と民主主義を守る国民春闘をめざす事。

職場生産点に運動の基軸があることを明確にし、既存の幹部間の共闘や政治工作のみに目をむけた運動から脱皮し、真にたたかう労働戦線の統一をめざした国民春闘の再構築の運動を強化・拡大すべきである。

(二) 権利拡大のたたかいについて

現場協議制度の一方的破棄を期に、当局の気遣いじみた権利侵害、既得権利奪、差別、弾圧、高齢者への不当な退職強要は、残念ながら、本部の現状認識と職場の実態とは極めて隔たりがある。

こうした攻撃とこれに反撃する権利闘争は、職場と指導部との情勢認識の一致が欠くことのできないものであることは当然である。

従って、私たちが主張してきた全国統一闘争としてのリボン・ワッペン着用、氏名札不着用のたたかいは、極めて鋭い階級闘争の様相を示し、逆に一人ひとりの組合員の団結する思想を強化している。

このことが示しているとおり本部は、最低限とも言える「リボン・ワッペンの着用」「氏名札不着用」の全国統一したたたかいについて、具体的な指導を発揮・徹底すること。

すでに明らかになっている通り、当局は各局のこうした着用・不着用の実態を精査し、本社が一貫した指導を強化していると聞く。

労働組合も時にはこれらの方法に学び、全国会議はこうした日常闘争を掌握するきめ細かな指導を行うことこそ、今日の情勢にあった指導性であると確信する。不当労働行為総点検・摘発のたたかいとあわせ、これらの指導を強く要請するものである。

(三) 「分割・民営化」に反対するたたかいについて

国鉄の「分割・民営化」をめざす攻撃と首切り「三項目」制度化の攻撃は一体の攻撃である。

この一体の攻撃である本質を見失い、「分割・民営化」反対のたたかいと首切り「三項目」反対のたたかいを「分離してたたかう」という意見があるとすれば、これは、情勢の認識での重大な誤りといわざるを得ない。

この立場を、本部はまず内外に明らかにすることが必要である。

これは、すでに、国鉄労働組合の解体、ないし弱体化を狙った攻撃であること。労働時間間の延長などの合理化を強行し、あわせて、一人ひとりの労働者の思想改造さえ狙って攻撃してきている事実でも明らかである。

従って、

① 国労闘申第五〇号の要求は当然の要求であり、その前進を期すことは国労綱領に示

す総路線に合致するものである。

その限りで、組合員に依存した大衆行動が組織され、前進が図られなければならない。

㊤ とりわけ、雇用安定協約、特退協定及び昇給協定については、国労要求に基づく協定化を図ることが、今日までの本部が示してきた決意からも当然の責任であると考えらる。

㊦ 過員問題については、地方対応機関における協議ルールの確立を最低条件として解決しなければならないこと。

(四) 以上の課題と要求の解決については、組織の総力を結集した鋭いたたかいによってしか解決しえないことは自明であり、その「力」は国鉄労働者と国鉄労働組合自らがたたく、全国統一闘争によってのみ、勝利の展望がきりひらかれる。

従って本部は、あらためて全国統一闘争を展開し要求実現を期すこと。

(五) 私たちは、以上の組合員の要求を実現するためには組合員に依拠したたかいを組織することが、原則であるとかんがえる。

従って、当面の諸課題を不十分な要求解決で事態の收拾を計ることは、了解することはできない。

また、今後の国労運動にとっても重大であるばかりでなく、国労組織の存亡にかかわるものでありこうした情勢をうけ、全国統一闘争に総反撃のため、改めて第七八回拡大地方委員会の決定にもとづき、総団結・総反撃の臨時全国大会の開催を要請するものがある。

一九八五年三月二七日

国労東京地方本部第七八回拡大地方委員会

資料4 公労委仲裁裁定 (全文、八五・四・四)

昭和六〇年三月七日国鉄労働組合から仲裁申請があった上記当事者間の退職制度見直し問題に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

年度末における退職者の取扱いについて締結する協定中年齢五五歳以上の者の在職条件のうちベースアップの扱いについては、職員の申出による休職の取扱い及び職員の派遣の取扱いに関する各協定が締結された場合には、昭和六一年度以降も現行の協定によること。

理 由

一 今次の退職制度の見直しに関する紛争は、昭和五九年七月一〇日、当局が「余剰人員の調整策について」の具体的内容のひとつとして年度末における退職者の取扱い(以下「特退制度」という。)のうち年齢五六歳以上の者の退職条件並びに同五五歳以上の者の在職条件を昭和五九年度以降改定したい旨の提案(「余剰人員の調整策について」の別紙

(1)をしたのに対し、組合が現行協定の維持を主張したことから生じたものである。その後五九年度については現行協定によることとなり、六〇年度以降の取扱いについて交渉が行なわれてきたが、同年二月二十四日には組合の申請により公労委のあっせんに係属した。しかし、これによっても解決をみるに至らず、紛争の処理は、本年三月七日、組合の申請により仲裁に移した。組合の申請内容は、あっせんの経緯に即し対立点を在職条件に就いてのベースアップの扱いにのみしぼったものであった。

二 今次の紛争がこのように長期に及んだのは、当局提案が全職員を対象とする休職及び派遣の各制度の新設（「余剰人員の調整策について」の別紙(2)(3)、以下別紙(2)(3)という。）等の余剰人員調整策と合せてなされていること、別紙(2)(3)については組合間の対応に相違がみられることなどの諸事情を反映して、事実上別紙(2)(3)との絡みにおいて解決を図る以外にその方途を見出せなかったことによる。

上記のあっせんは、全国鉄動力車労働組合連合会、鉄道労働組合、国鉄動力車労働組合、全国施設労働組合の各組合からも概ね同意旨のあっせん申請があったのでこれらの事案と合わせて行われたが、自主交渉による解決を勧告するにとどまった。

三 委員会は、膨大な余剰人員の活用と調整が緊急の課題となっており、各方面からその成否が問われている現状のもとでは、特退制度を別紙(2)、(3)と一体をなす余剰人員調整策として位置づけ、このような関連において制度の定立をはかることは止むを得ないものと判断し、同様の判断にもとづいて行われたあっせんの経緯に従って作業を行った。その過程で委員会は別紙(2)、(3)についての労使交渉の速やかな決着を期待して事情を聴取した。これについて、組合からはこの交渉が限度に達しており今後文書整理に移ると認識している旨の説明があり、当局もこれに異論を述べなかった。委員会は、この認識が妥結を意味するものではないにしても交渉が事実上終局に近づいており短時日のうちに協定が締結される段階に至っているとの心証を得た。

四 主文で示した年齢五五歳以上のベースアップの扱いについての判断は、あっせん員が勧告を行うに当たって示した見解のなかの解決案と同じものである。あっせんの経緯からして特退制度におけるこれ以外の事項はすべて当局提案によることとなることはいうまでもない。

このベースアップの扱いについて、あっせん員見解は「賃金配分の際に然るべく措置するよう別途協議すること」と述べているが、これは、年齢五五歳以上の者のベースアップの扱いについて特例を設けることを含めて協議することを求めたものではなく、賃金配分際しどのような曲線を描く基本給表を作成するかなどの問題について協議することにより妥当な措置を講ずることが適当であるとの趣旨であり、委員会の考えもこれと変りがない。

特退制度が過去数次にわたる公労委での調整を経て現行協定にまとめあげられてきた経緯や高齢者の雇用問題に関する社会全体の趨勢などに照らして、今次の制度改正は望ましいものとは言えないが、上記3で述べたような実情のもとでは、止むを得ない選択といわざるを得ない。

五 委員会は、以上のような経緯、諸事情などを総合的に勘案し、主文のとおり裁定した。

六 国鉄が当面している実情については多言を要しない。この際労使の信頼関係を確立し、特退、休職、派遣の各制度を一体とした余剰人員調整策の実効をあげるための自助努力を尽くすことで雇用安定の基盤の維持を図るとともに、国鉄再建にかかる諸問題についての国民の理解を得ていくよう切望する。

◇資料と解説◇
ついに天皇賛美へ（全民労協の本質）

本誌第二六〇号「八五春闘と社会党」のなかでもふれたように、宇佐美同盟会長は紀元節の式典に参加、「万歳」三唱の音頭をとった。さすがの同盟もこれにはビックリ。宇佐美氏への疑問と批判が相次いだ。

その宇佐美氏は、こともあろうに日経連の機関紙「日経連タイムス」（三月二一日付）に弁明を試みている。内容は「建国祝うのは当然」「労働運動の発展のためには愛国心が必要」という、驚くべきものだ。一読すればその本質は明らかであるので、全文を資料として掲載する。全民労協とは何かをもっとよく示すからである。

（編集部）

資料 宇佐美同盟会長の弁明

宗敎色・政治色は一掃

二月十一日の建国記念日の国民式典に出席し、私が万歳三唱の音頭をとったことに対し、批判や意見が出されているようである。

その批判は、要約すると「軍国主義の色彩が濃い、復古調の式典」に出席し、万歳三唱の音頭をとるとは「右寄り」であり、「労組リーダーにあるまじき行為」とでもいうことになるうか。

こうした批判・意見は、いわゆる「進歩的文化人」といわれる人からのものが多いが、それだけではなく一部の労働組合、あるいは同盟の一部にも存在することは確かである。

しかし今年の建国記念式典は、果してそのような色彩のものであったろうか。昨年までの式典は、神社本庁を中心とする「奉祝運営委員会」によって主催され、「神武天皇拝礼」や「天皇陛下万歳」を行うなど政治色宗敎色が濃いものであった。そのため私は、主催者からの積極的な呼びかけがなかったこともあって出席を見合せていたのである。

それが今年の式典では、財界人・文化人などが会を主催し、また「神武天皇拝礼」もとりやめるということであり、過去のような宗敎色・政治色は一掃されたのである。そして私のもとには国民各層がこぞって建国の日を祝う式典にしたいので、ぜひ参加を願うとの呼びかけがあり、出席を決意したのである。

「右寄り」批判こそおかし

国が国家としての形態をなしているのであれば、どんな国にも建国の日はあるう。それは、独立を記念する日であったり、革命に成功した日であったりするのかもしれない。その形態はどうであれ、国民がその国の建国の日を祝い、愛国の心を新たにすることはごく自然の行為である。

日本は、長い歴史と伝統を持つ国であり、われわれはその日本に住んでいることに誇りを持っている。建国の日を祝うことに何の不思議もないし、その式典に出席することに何の遠慮もいらないではないか。私は請われて万歳三唱の音頭をとったが、その内容は、わ

われわれの住む日本の「建国の日を祝し」であり、日本国憲法に「象徴」と定められている「天皇陛下のご長寿を祝い」万歳するというものであった。そしてこれは、私の信条であった。

問題は、こうしたことをとらえ、右寄りだといったり、式典そのものを軍国主義ととらえるようなモノの見方、考え方ではなからうか。軍国主義というのは、軍事力を背景に国家政策を遂行し、あるいは他国に侵入し戦争をしかけることである。しかし、いまの日本がそのような状況下にあるといえるだろうか。

労働運動もコトの本質を見極めることが大切であり、その意味から国を愛し、建国の日を愛する色メガネをかけないで素直に祝うべきである。国を愛する気持ちがないと真の安全保障は達成されない。それと同様に、労働運動も極端なイデオロギーに拘泥しては、運動の新たな発展はできない。自己の信ずるところを明確に主張し、行動する勇氣を持ちたいものである。

低い労働界に対する認識

ところで、日本の経済、社会を形づくるのは、何も政・官界や財界人だけではない。産業を支え、経済に寄与するには、資本と経営者だけでは不可能である。そこに労働（者）が加わって初めて産業活動が可能となり、経済が成りたつのである。建国を祝う国民式典に労働組合が積極的に参加することを求めたいが、同時に政府・行政に対しても労働組合への認識を改めてほしいと思うことがある。

たとえば、八月十五日の終戦記念日、武道館では天皇陛下をお迎えして戦没者追悼式が行われるが、以前はこの式典に労働側代表は出席しても、献花の機会さえ与えられなかったのである。献花するのは、政界と財界、言論界の代表などで労働界はポツンと隅に置かれたままであった。そこでいつか藤尾正行氏（現自民党政調会長）に会った折、「あなたは、労働大臣だったときききりに、『今日の日本経済の発展のかけには、労働者の力があつた』と言っておられたが、それならそれなりの扱いがあつて当然ではないか。八月十五日の式典における労働界に対する扱いは公平を欠くことはなほだしい」旨申し上げた。そのためかどうが、翌年からは労働界も同等の扱いを受けるよう改められたが、労働界に対する政府の認識はその程度のものである。

卑近な例をもう一つ紹介しよう。日本を訪れる海外の賓客は数多い。そして大抵は政府主催の歓迎宴がもたれ、各界の代表者が招待される。しかしここに労働界の代表が招待されたという話はいずれ聞かない。一方、その賓客がお返しに晩さん会を行う場合、われわれ労働界の代表を招待してくれることが少なくない。つまり、わが国政府が労働界の存在を等閑視しがちなのに対し、他の国の政府は日本の労働界の存在をきちんとわきまえ、国家的行事には相応の対応をしてくれているのである。

いろいろな会合でよく、「今日の日本の発展は、労働者の勤勉な…」とか、「勤労者の努力で…」ということを耳にする。だが、実態は、労働者を一歩さげて見ているのではないか。「勤労者のおかげで…」と言われれば言われるほど、なぜかむなしさを覚える。

（「日経連タイムス」八五・三・二十一）